

ESD

啓発資料No.1054

フランシス企業者移住の奥内

JICA

| |
|-----|
| 75 |
| 24 |
| ESD |

LIBRARY

国際協力事業団
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

| | | |
|----------|------------|-----|
| 国際協力事業団 | | |
| 受入 月日 | '84. 8. 20 | 703 |
| | | 234 |
| 登録No. | 13165 | ESD |

ま え が き

世界経済は、一段と国際化が進み、海外投資を含む多面的な企業活動、国際的展開がいっそう活発化する傾向にあります。

とくに、わが国とブラジルとの関係は、カイゼル大統領の訪日を機に、真の友好を基調とした経済協力が確立され、両国は新たな協調時代を迎えたといわれています。

わが国からの企業進出は、戦後三大投資の一つウジミナス製鉄所への投資を始めとして大手の有力企業は軒並み進出し、関連企業、その他の業種を加えると280社余りがブラジルで活躍しています。

当事業団では、中小企業、国内の経営に終止符を打ち技術・資本、機械設備もろとも経営の本拠を海外へ移転させようとする希望する零細企業者に対し、企業移転の方法、ブラジル事業環境などの知識と情報の提供、及び移住相談に応じております。

この小冊子は、ブラジルへの企業者移住をわかりやすく解説するとともに、現地調査前の基礎資料として編集したものです。海外移住への正しい理解と関心が深まり移住を計画する方々の参考となれば幸いです。

昭和52年12月

国際協力事業団

JICA LIBRARY



1024419[2]

目 次

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. ブラジルの概況 | 1 頁 |
| (1) 外資政策 | 2 |
| (2) わが国の企業進出 | 3 |
| (3) 技術指導及びコンサルタント | 5 |
| (4) 中小企業発展の可能性と有望業種 | 6 |
| 2. 企業者移住の案内 | 7 |
| (1) 方法 | 8 |
| (2) 調査 | 9 |
| (3) 相談 | 14 |
| (4) 企業の形態 | 16 |
| (5) 企業設立手続 | 18 |
| (6) 経営者・技術者の移住手続 | 21 |
| (7) 外資導入の手続 | 23 |
| 3. 事業環境 | 24 |
| (1) 労務管理上の知識 | 24 |
| (2) 労働力の質と量 | 25 |
| (3) 企業経営 | 26 |
| 附1. 参考資料一覧 | 28 |
| 附2. 移住の相談と受付 | 30 |

1. ブラジルの概況

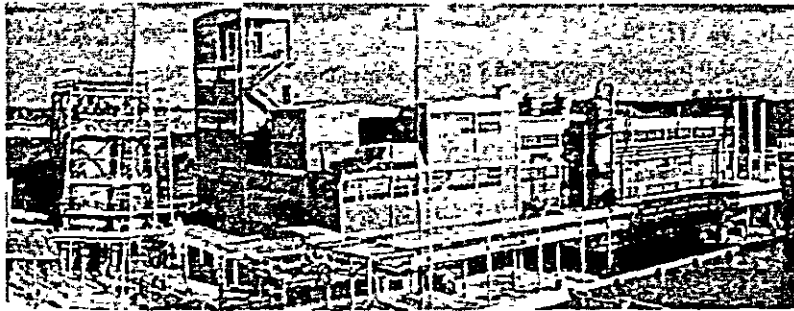
中南米諸国中最大の面積（851万平方キロ）と人口（1億7百万人）を有するブラジルは、軍事政権でありましたがテクノクラートを積極的に登用し経済的にも成長期にあって安定しております。

1964年に誕生した革命政府は、第1次経済社会開発計画の重点をインフレの抑制と経済の不均衡是正において強力に推進し、年間インフレ率を20%台の上昇まで抑え安定化の方向の基礎固めを行ないました。

その後成立した政権は、第2次開発計画の重点をインフレの暫時的抑制と高度経済成長の同時達成において、各種の施策を実施に移し、インフレ率は10%台、経済成長率は毎年9～10%台を維持するなど、めざましい改善、成長を遂げてきました。

しかしながら、1973年のオイルショックは、他の国々と同様ブラジル経済にも大きく影響し、ブラジルは国際収支の赤字とインフレ（最近3年間は30%～40%台）に悩まされています。このため、ブラジルは地域開発を積極的に推進する一方、農産物や工業製品の輸出振興、インフレの克服に、官民一体となった懸命な努力を払っており、徐々にその成果が表れてくるものと、期待されています。

現在の政権は革命後4代目に当りますが、過去の実績を踏まえて1973年に第4次開発計画を発表しております。



フイジバ(株)工場全景

この第4次開発計画の重点は、経済成長を更に発展させるとともに、内陸開発を主体とする地域開発を強力に推進しながら、ブラジルの社会統合をめざすことにあります。

このようにして1968年以降も、他国に比べ遙かに高い成長を維持してきておりますが、広大な国土と豊かな資源を有するブラジルの経済社会開発には、外国資本と技術が重要な役割を演じてきております。

(1) 外資政策

ブラジルは経済成長の持続を最優先政策とし、このため第3次開発計画での戦略プランでは、基礎生産部門に大規模な投資を継続的に実施すること、人的資源開発のための教育投資を行なうこと等を掲げております。

現在実施されている事業には、輸出回廊の整備、アマゾン縦貫道路の建設、北東伯、北伯の重点開発等があり、ブラジルの産業に高度の技術をもたらすこと、輸出の拡大に貢献すること、人的資源の開発、即ち雇用の拡大につながることを条件に外国資本を積極的に受入れる方針です。

ブラジル政府は、1964年以降度々外国資本を歓迎する旨の声明を行ない、これが歴代軍事政権の一貫した外資政策となっています。

ア 外資に関する規定

次のものがあります。

- a 外資導入による生産拡大推進法
1964年8月法律第4390号 この法律は1962年9月法律第4131号の利潤送金制限法を改正したもの
- b 施行細則
1965年2月命令第55762号
- c 外国企業による外資導入規定
1965年1月SUMOC指令第289号(先物取引によるリスクカバー)
- d 国内企業の外国融資利用規定
1967年8月決議第63号(対外送金の為替手当の保証)
- e 強制預託金規定
1973年8月決議第265号(インフレ抑制のため40%預託)

外国資本は導入後30日以内に登録する必要がありますが、登録することにより本国への送金(率の制限はある。)が可能となり、現地で利潤の再投資を行なった分についてもこの恩典をうけます。

イ 出資対象分野

基本的には100%の自由を規定(法律第4390号第2条)していますが、行政指導の形で若干の制限があります。

- a 電力、製鉄、石油などの基幹産業部門では参加比率が49%以下に制限され、合弁企業とすることが指導されています。
- b 金融業については、30%に制限され、外国銀行は、投資銀行への進出は可能ですが、商業銀行への参加は禁じられています。
- c 公益サービス、鉱業、運輸、漁業、通信業、報道事業等については、直接投資が制限されています。

ウ 送金制度

施行細則に次の規定があります。

- a 外資登録がなされている融資金に対する利子送金は保証されています。
 - b 利潤の送金には限度が設けられていませんが、3年間連続して送金された額が登録資本の12%を超過する場合には、所得税の累進課税が適用されます。
 - c ロイヤルティーの送金についても、利子送金の場合と同じように自由で、所得から最高限度5%まで保証されています。
- なお、送金額について25%の所得税が課されますが、日本とブラジル国の間には租税条約が締結されているため、10%の税となっております。

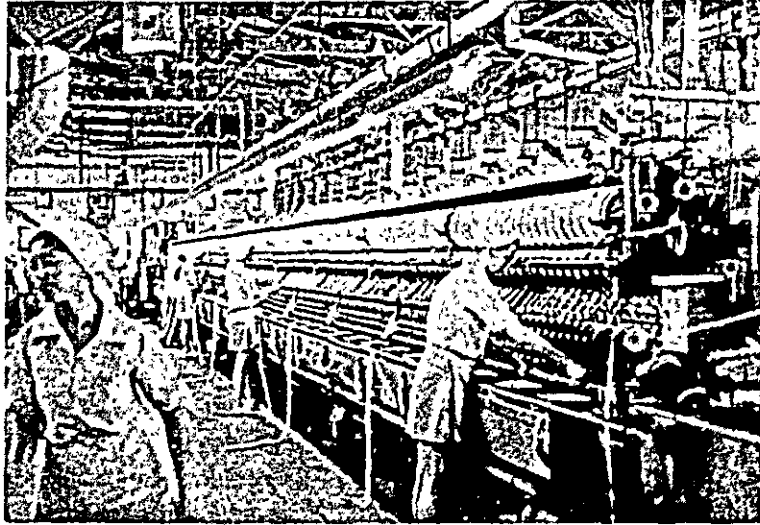
(2) わが国の企業進出

海外投資、企業進出の形態には、証券取得、債権取得、海外直接事業、不動産の取得等があります。

ブラジルへのわが国企業の進出は、戦前にもありましたが、戦後は昭和30年頃から行なわれ、1977年3月現在283社(ただし日銀の許可を受けたのは534社)に達しており、投資額15億ドルにのぼっています。

日系移住者の築いた歴史的基盤に加え、日本の投資には政治的な野心がないこと、あらゆる面で“突貫工事”を得意とする日本の技術と経営力は、この国の経済成長政策に大きな援軍となりうることなど、日本からの投資を歓迎しています。

企業進出はその方式が次第に多様化し、外国資本の100%出資による新会社設立、同じく100%出資による既存の会社の買収といった伝統的な方法の他に、現地資本と合併による新会社の設立、または既存の企業に対する一部の資本参加といった方式のものも増加してきています。この方法は資金調達、企業運営のために多くのメ



ブラタク製糸(株)

リットがあります。

最近進出した企業の多くは、直接的には、賃金・地価の上昇などコスト要因の変化、外貨ポジションの改善、及び急成長期に体質化した旺盛な発展意欲を促進の動因にあげておりますが、ブラジルを選択した理由として、産業保護政策、豊富な労働力、豊富な原材料、エネルギー資源の利用等生産の有利性と、貿易の有利性等をあげております。

日本企業のブラジル進出(投資)件数 1977.3

| | | | |
|---------------|------|-----------------|-------|
| 鉄 鉱 ・ 金 属 | 12社 | 建 築 ・ 不 動 産 | 29社 |
| 機 械 | 26 " | 製 造 業 | 13 " |
| 輸 送 ・ 精 密 機 器 | 48 " | 商 業 | 29 " |
| 化 学 | 26 " | 銀 行 ・ 金 融 ・ 保 險 | 28 " |
| 機 械 ・ 加 工 | 25 " | サ ー ビ ス | 23 " |
| 食 品 | 9 " | 計 | 283 " |
| 農 水 産 業 | 15 " | | |

(3) 技術指導及びコンサルタント

ア 技術指導

ブラジルの中小企業にとって最も必要とされるものの1つに技術指導があります。ポルトガル語のみで必要技術及び進歩、または科学ニュースのすべてを知ろうとしても不可能です。また、ブラジルの工業規格も不十分であり、外国の進出企業はそれぞれの国或いは社内規格を使用しています。このこととあらゆる産業においていえる事です。規格試験は、公立試験所或いは研究所またはそれに準ずる試験所で行ないます。公立では、サンパウロ州立技術調査研究院 (IPT - Instituto de Pesquisas Tecnológicas do Estado de São Paulo) があり、あらゆる規格試験を有料で行なっています。これ以外に無料で工業相談、技術者養成、研修生の引受を行なっています。

技術調査研究院は化学、冶金、機械、木材及びパルプ、応用地質、土木、建築規格部門に分かれており、それぞれの技術指導を行なっているほか化学分析、輸出入の証明書、税額査定等もしております。中小企業にとっては非常に有益な機関であり大いに利用すべきです。

ブラジルでは小企業主の技術レベルは低く、多くの問題を解決できぬまま競争に負けるケースが多く、特に外国との技術提携によって、新しい指導を受ける会社や工場の新設に当っては短期間に必要なデータは集まらず、数ヶ月以上かかることが普通です。

技術革新の激しい時代にあっては、新製品の開発、発注会社の新規格に合格し得る技術レベルの保持について、中小企業は、たえず技術指導を受け、その集約度を高めて行かねばなりません。

進出企業の場合は、本国とは異質の材料、異なる規格、装置等によって仕事をせねばなりませんので、十分に経験ある技術者を使用するとともに適切な指導を技術者に与える事等を十二分に計画に組入れねばなりません。

イ 中小企業経営コンサルタント

ブラジルの企業の大部分は中小企業ですが、政府や多くの経済学者は大企業問題にのみ関心をもっていました。

しかし、最近の工業の発展にもなって中小企業の果たす役割の重要性が認識されてきました。

サンパウロ州工業センター (CIESP - Centro de Industria do Estado de São Paulo)、工業社会サービスセンター (SESI - Serviço Social da Industria) 及びサンパウロ大学経営・経済学部によって中小企業活用の問題が

とりあげられ、ブラジル経済開発銀行(BNDE)、北東地域開発庁(SUDENE)及び有志会社によって経済的援助が与えられ、1967年2月に中小企業経営コンサルタントの養成コースが始まりました。

これはデルフト・プログラム(Programa Delft)と呼ばれる大学院コースであり、中小企業の技術、経済、労働、社会、金融問題を取りあげて近代中小企業育成の第一歩となっています。

(4) 中小企業発展の可能性と有望業種

企業進出について日本輸出入銀行の行ったアンケート調査によりますと、一般に投資規模の大きな企業ほど当初計画より良好な業績をあげています。

ブラジルの日系財界では、進出企業成功の第一の鍵は、規模の大小は問題とせず、適正規模で、規模に見合う十分な資本力と技術力とを兼ね備えたものであるべきことを強調しております。

一般的にいて、国民生活を支えるほとんど総ての商品は既に国産化されておりますし、国産品で十分間に合う状況です。しかし、独自の製品開発に加え製品の精度、納期等は改善の余地もあり、基幹産業の進出に伴い関連産業、下請企業等の必要性が益々高まってくるものと思われます。

ブラジルにおいてどのような業種が望まれ、かつ有望であるかについては、一概に述べられませんが、その目安として、進出を期待している業種を例示してみます。

ア ベルナンブーコ経済開発審議会の紹介業種

合成木材、繊維、自動車部品、衛生材料、化学、合成繊維、総合肥料等

イ バイア州工業連盟の紹介業種

缶詰、魚粉製造業、衛生陶器、タイル製造業、印刷(缶)業、靴、服製造業、木材半加工業、家具製造業、農機器具製造業、ダンボール製造業等

ウ セアラ経済開発会社の紹介業種

タイル製造業、皮革製品業、肥料、飼料製造業、製袋業(紙・プラスチック)、食品澱粉加工業、紡糸・織物業等

エ リオ・グランデ・ド・ノルテ州企画室の紹介業種

陶業、果汁製造業、手工具、塗物製品製造業、セメント材ブロック・石工業

- オ バライーバ州政府農工業開発基金の紹介業種
建設材料，農業機械器具製造業，食品加工業，綿織物工業等
- カ セルジツベ経済開発審議会の紹介業種
肉類の缶詰工業，農産物・果物の加工業，食品加工業，飼料製造業等
- キ ベレーン地域
玩具製造業，濃縮・粉末ジュース製造業，木造船業，合板業等
- ク 工業開発委員会で促進している業種
食品加工業，化学製品・金属製品・機械製品加工業，繊維製品業，建築資材製造業，皮革と手芸品加工業，製紙業，電子及び電気的各工業分野の業種
- ケ サンパウロ州
食料，自動車部品，石油，石油化学，電子，電機工業，家具工業，自動車産業，公害のない産業

2. 企業者移住の案内

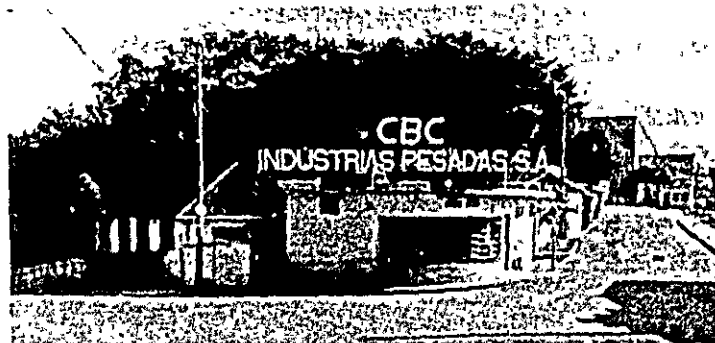
企業者移住も企業進出も，国民の海外発展である点において，また企業の設立は現地の法律にもとづき現地法人を設立することとなりますので本質的な相違はありません。

企業者移住は，国内の経営に終止符を打ち，新たな経営の場を海外へ移すものであり，経営の主体である経営者が，わが国の憲法の保障する権利に基づき，自己の能力と責任に基づいて海外に移住し，移住先国の市民の一人として，企業の繁栄と自己の幸福を追求しようとするものです。

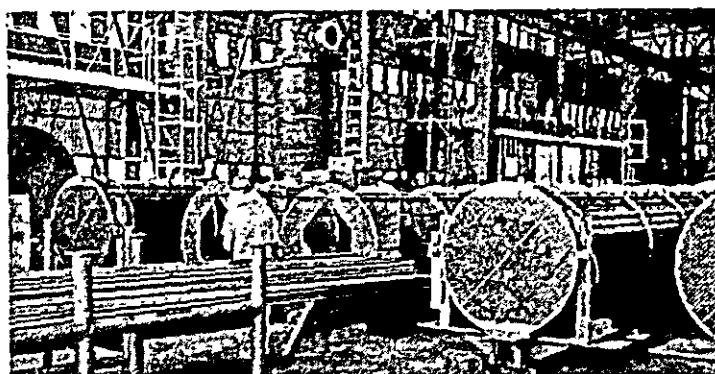
当事業団では，永住の目的で中南米諸国へ資本・機材を携行して移住し，当該国において企業を設立し自ら経営を行なおうとする経営者に対して，知識・情報の提供，相談，調査，斡旋，援護等の業務を補完的に行なっています。また希望者の登録を行ない，現地企業から要請があった際には連絡する等の業務も行なっています。

ブラジルへの企業者移住は，日本人の技術及び労力の活用によるブラジル合衆国の経済開発を目的として締結された日伯移住協定第9条(d)項に規定されています。

ブラジル外務省移住局長は，ブラジル経済開発に寄与する高度な技術をもった企業の移住を歓迎すると前置きし，日本の企業でブラジルへ移住を希望するものがあ



ブラジル三菱重工業(株)(C.B.C.)バルジニヤ工場



れば具体的な移住計画を出してもらいたい旨言明しております。

日本において完全採業の状態にある企業で製品の性質からみて、ブラジルの輸出金額の増加に貢献する能力を有する工業設備体(工場移転)については特に税制上の恩典が与えられています。

以下判断の素材として事項別に説明しましょう。

(1) 方 法

海外へ移住して企業経営を行なうには、国内では想像も出来ない困難、障害が予測されますが、国内では得られない利点もあります。

移住者は、国際的視野と見識の上に立った経営の理念を持ち、十分な事前調査にもとづき企業者移住計画を策定することが必要です。

資本金、業種、形態などにより異なりますが次の方法が考えられます。

ア 工業技術移住者として先発する方法

わが国の中小企業が、ブラジル国内に予め何らの手がかかりも持たないまま移住することは多大の危険が伴います。

企業主、従業員等が先発隊として工業技術移住し、同種企業に数年間就労して現地の商習慣、経営方法、生活様式等を習得し併せて企業ぐるみ移住のための諸準備を行なう方法です。

また、現地経験を積んだ工業技術移住者と協同して企業を設立することは、企業が単独で移住して設立するよりも当初のリスクは少ないと思われれます。

イ 合併・提携して企業移住する方法

ブラジルの企業と予め資本、技術面でのタイアップ約束を行ない、新会社を設立、又は合併により設立する方法です。

合併、提携の相手方に人を得ることが肝要ですが、現地の商習慣、工業に慣れたパートナーであればスムーズに軌道にのせられるでしょう。

ウ グループを形成して移住する方法

わが国中小企業は、体質改善の方策として共同化ないし協業化が指導されております。同種ないしは関連企業がグループを形成して移住し、部品生産等の関連産業の不備を補う形態を整えて協業的企業移住する方法も考えられます。

エ 大企業の進出に付随して移住する方法

進出計画中の大企業と予め密接な連絡を保ちつつ、主として二次製品の生産、下請部品の製造等について約束をとりつけて移住することは、極めて安全性が高いものといえます。

(2) 調 査

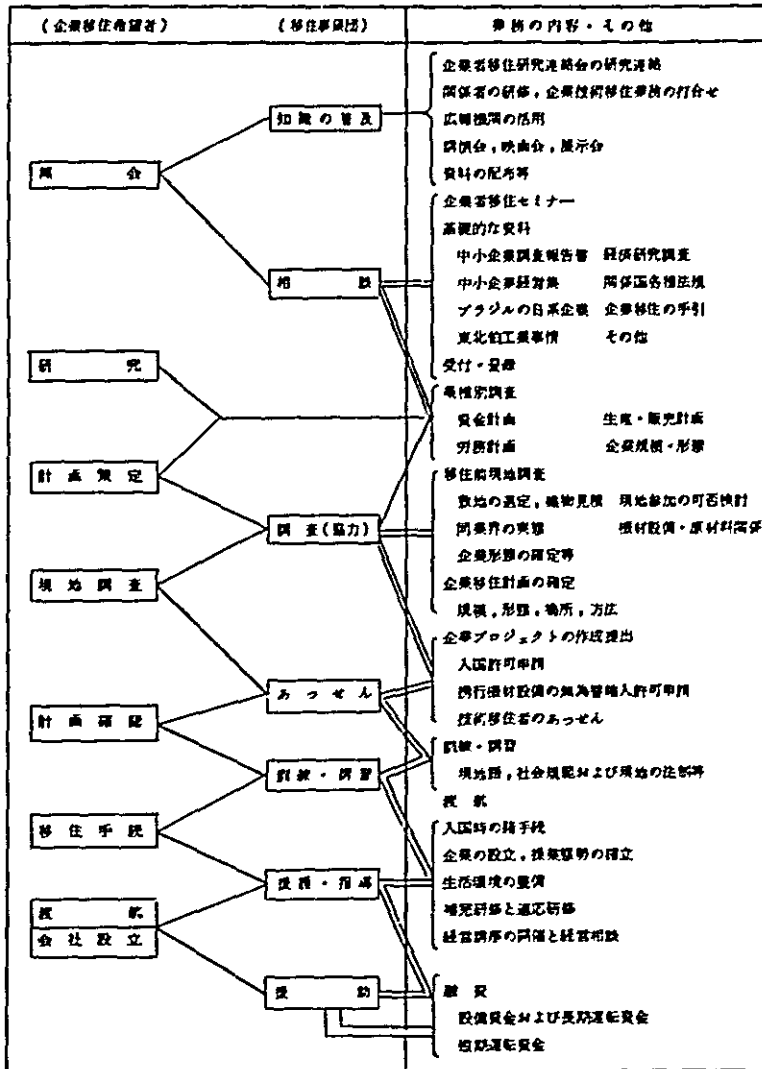
企業の移転、企業者の移住にあたっては、徹底した事前調査が必要であり、その重要性はいかに強調してもしすぎることはありません。

事前調査の項目は、目的に沿って立てられる企業の移転、企業者の移住計画に従って自ら決定されますが、移転、移住先国で企業経営を行なうために、当該国の政

企業者移住希望調査書

| | | | |
|---------------------------------|----------------------------|-------------------|--------|
| (姓) | | 昭和 年 月 日 交付 支那 | |
| 会社名 種目録 | | 資本金 | |
| 住 所 | (電話) | 代表者 | |
| | | 従業員 | |
| 事 業 内 容 | | | |
| 過去における海外 進出経験および現 地調査・派遣等 | | | |
| 商 場 | 為 留 国 | 1 | 2 |
| | 移住希望の 理由及び経緯 | | |
| 外 住 計 画 | 移住希望期間 | | 永住従業員数 |
| | 海外で経営す る事業内容 | | |
| 住 計 画 | 経営方式 | | |
| | 生産規模 | | |
| | 工場規模 | | |
| 商 場 | 所費表及び 調査方法 | | |
| | 現地での知人 および関係も 受けられる人 | | |
| 現地調査等 依頼事項 | | | |
| 文 記 長 所 見 | | | |
| 備 考 | | | |

企業者移住の手続図解例



市、経済、法律、社会の制度等に加え、移転業種の現状等は種々の情報を入手し、詳細に検討されなければなりません。

国内で得られる情報にはやはり限度があり、本邦で策定する事業計画は、現在の経営方法をベースとした日本の感覚からつくられ易いため、移転、移住するに当たっては、現地へ赴いて調査することが必要となります。

現地調査を効率的に行なうためにも、本邦で十分に現地事情を研究・検討されることをお奨めします。

ア 調査の方法

当事業団では、企業者移住有望業種の調査を毎年継続して実施しており、ブラジルの政治・経済的事情についても、企業者移住環境として関心のある向きに最新の情報を提供しております。

当事業団以外でも各種の資料を発行し、企業移住セミナーを開催したり相談に応じている機関、団体がありますので、第一段階の調査では資料を収集し検討されることから入られることをお奨めします。

本邦の企業は、通常次の方法で現地の実情調査を行っております。

- ① ブラジルの調査専門会社へ委託
- ② ブラジル駐在の日本商社へ依頼
- ③ 取引銀行（系列銀行のネットワーク利用）へ依頼
- ④ 商工会議所その他関係団体機関へ依頼
- ⑤ ブラジル在留の知人、関連業界へ依頼
- ⑥ 直接現地へ調査に赴く
- ⑦ 本邦で資料を収集し、企業移住セミナー等に参加し調査研究する…等

イ 調査の項目

政治、経済、文化、気候、風土、人種等あらゆる条件の異なるブラジルへ企業を移転し、事業を始めるに当たっては、本邦では想像も出来ない困難、障害が予測され、移住環境については一層綿密な事前調査が必要であります。

調査の項目を列挙すれば相当広範にわたりますが、次のものが考えられます。

共通事項

基本的法制度、政治事情、経済事情、外国貿易政策、為替管理、外資導入制度、租税、金融制度、労働事情、受入政策等

業種別事項

流通事情（市場調査）、ライセンス（行政的保護・制限等調査）、インフラストラクチャ（企業設立環境調査）等

具体的事項

進出形態、提携相手先、移転業種の実態と将来性、事業計画（経営、設備、生産性、販売、財務計画等）と移住環境の適合性等

ウ 調査機関と調査依頼

当事業団では、具体的な企業者移住相談業種が中小企業分野であって、具体性がある場合業種別調査を年間計画に組入れ実施していますが、ブラジルの調査機関へ直接依頼されることをお奨めします。

調査を依頼する場合、調査開始前に調査項目を的確に分類し、調査実施所要期間の算定を正しく、調査を実施委託する機関をよく選定することが必要です。

調査委託費用は、調査項目により異なりますが、例えば労働事情という項目であれば次のように想定されます。

労働事情を、①労働者の需給状況、②賃金、③雇用条件、④労働慣習、⑤労働管理、⑥労働者に対する保険の6細目に分類しますと、現地の実情から平均して1細目につき4時間作業と予想されます。

また、調査機関が受ける妥当な報酬は1細目当り12,000円相当とみられています。

従って、責任が持てる現地の調査機関へ調査を委託される場合は、凡そ次の費用を見積られるとよいでしょう。

大型調査

| | |
|-------|-------------------------|
| 調査内容 | 政府および民間プロジェクトに関する市場経済調査 |
| 調査項目 | 10～15項目 |
| 調査期間 | 3カ月 |
| 報告書頁数 | 200～300頁（1,200字詰原稿用紙） |
| 調査費用 | 70万円以上（Cr\$35,000以上） |

中型調査

| | |
|-------|----------------------------------|
| 調査項目 | 10～15項目 |
| 調査期間 | 2カ月 |
| 報告書頁数 | 100～200頁 |
| 調査費用 | 56万円～70万円（Cr\$28,000～Cr\$35,000） |

小型調査

| | |
|------|--------|
| 調査項目 | 5～10項目 |
|------|--------|

調査期間 1～1.5カ月
 報告書頁数 30～100頁
 調査費用 30万円～56万円 (Cr\$15,000～Cr\$28,000)

その他雑調査

調査費用 30万円以下 (Cr\$15,000 以下)

| 調査機関・団体名 | 住 所 | 電話番号 |
|-----------------|---------------------------|----------|
| AICON | サンパウロ市ネストールベスターナ街125, 4階 | 256-2813 |
| SOL NASCENTE | サンパウロ市ジョンメンデス街42, 6階 | 37-4339 |
| SOMATEC | サンパウロ市キリーノデアンドラーデ街219, 4階 | 33-4631 |
| ORPAG | サンパウロ市マルチンフオンテス街91, 5階 | 256-5033 |
| JETRO | サンパウロ市パリスタ大通1754, 16階 | 278-9213 |
| ブラジル 日本商工会議所 | サンパウロ市パロンテイタベチニガ街140, 10階 | 32-8266 |
| 日本プラント協会 | リオデジャネイロ市リオブランコ大通156, 8階 | 52-5672 |

エ 調査の実情

ブラジル国サンパウロ市の有力調査機関“アイコン”(AICON—Associados Internacionais de Consultoria Administrativa Técnico e Representações Ltda.)の資料によれば、調査部門は未発達であり、特に次の実情が調査を困難にしているようです。

- ① 最近の急激なブラジルの経済発展を指導するため、法律、規則の新設、改正が屢々行なわれているので、総合的に補足することが困難である。
- ② 国土が広く、加えて経済的、文化的にも地域格差が大きい。
- ③ 遠隔地よりの資料蒐集が困難であり、資料閲覧場所も欠けている。
- ④ 各種の資料は断片的、不揃いであり総合的資料が欠けている。
- ⑤ 国民性の上からみて、ブラジル人は一般的に未だ数字統計についての認識が非常に不足している。

(3) 相 談

ブラジルは世界の企業に対して広く門戸を開放しているのは前述のごとくです。ごく少数の分野(基幹工業や基幹サービス部門の一部)を除いては、資本と技術を

ブラジルへ持込み、どのような企業を興そうが自由です。

ブラジルの国策に則った工業を設立する場合には、政府の多種多様な恩典、特に税制、金融面等の優遇措置をうけることができます。

例えば、工業投資プロジェクトがブラジル国に有用なものと認められた場合、必要資材・機械・設備の無為替輸入が認められ、さらにブラジル経済開発銀行による長期低利の融資をうけることができます。

各種のプロジェクトが有用であるか否かを認定し処理する機関として、ブラジル商工省に工業開発審議会(CDI-Conselho de Desenvolvimento Industrial)が設置されていますが、ある規模以上の工業プロジェクトによって企業を設立する場合は、そのほとんどが恩典活用を前提としてなされています。

海外投資関係の情報サービスを次のところでも行なっておりますのでご利用されることをお奨めします。

| 機関・団体名 | 住 所 | 電話番号 |
|--|--|----------------------------|
| 工業開発審議会本部 Ministerio da Industria do Comercio | Conselho de Desenvolvimento Industrial Praça mana 7, 16andar Rio de Janeiro | Rio de janeiro 243-2822 |
| サンパウロ州企画局 Secretaria de Economia e Planejamento | Palacio Bandeirantes AV. Morumbi, São Paulo | 286-3940 |
| サンパウロ州工業連盟 | Rua Dr. Vila nova 228. São Paulo | 256-0322 |
| 日本貿易振興会 | 東京都港区赤坂葵町2 | 〒107 03-582-5511 |
| 海外企業技術協力斡旋 本部 | 東京都千代田区丸の内 3-2-2 | 〒100 03-283-7876 |
| 国際投資研究所 | 東京都世田谷区松原 5-23-10 | 〒156 03-321-0080 |
| 日本輸出入銀行海外投 資相談室 | 東京都千代田区大手町 1-9-1 | 〒100 03-270-4311 |
| 海外経済協力基金 | 東京都千代田区内幸町 飯野ビル | 〒100 03-501-2156 |
| 日本プラント協会 | 東京都千代田区有楽町 1-8-1 日比谷パークビル | 〒100 03-213-8551 |
| ラテンアメリカ協会 | 東京都渋谷区神宮前 2-6-14 第2神宮前ビル | 〒150 03-403-2661 |
| 日伯中央協会 | 東京都港区新橋1-17-1 新幸ビル | 〒105 03-504-3866 |

| 機関・団体名 | 住 所 | 電話番号 |
|----------|-------------------------|-------------|
| アジア経済研究所 | 東京都新宿区市ヶ谷本村町 42 〒162 | 03-353-4231 |



トリメッキ鉄骨工業(有)

(4) 企業の形態

ブラジルにおいては、有限責任持分会社および株式会社が最も多く一般的であります。企業の形態は商法典に次のものがあげられています。

ア 個人企業および小數共同企業

a 個人企業

企業の形態として最も簡単な性格の企業です。出資も経営も無限責任を負った企業の創設者個人が一人で行なうものであり、工業技術移住者が小規模で工場を設立する場合、この形態から出発している例が多いものです。

b 合名会社(Sociedade em Nome Coletivo)

2人以上の社員が無限連帯責任を負って、共同で出資し営業を行なう企業です。全ての社員は、契約にとくに明示のないかぎり、取引上会社商号の使用について平等の権利を有します。

c 合資会社(Sociedade em Comandita)

2人以上の社員で構成され、無限責任社員と有限責任(出資額のみ)社員からなります。

- d 労資会社 (Sociedade de Capital e Industria)
2人以上の社員で構成され、無制限責任社員(出資および経営)と、労務
出資社員(会社経営についての経験・技術のみを負担)からなります。
- e 匿名組合 (Sociedade em Conta de Participação)
直接業務を負担する無限責任社員(匿名組合員または支配人)と、単に契
約によって出資するにすぎない有限責任の匿名組合員からなります。
- f 有限責任持分会社 (Sociedade por Contas de Responsabilidade Limi-
tada)
2人以上の有限責任社員で構成され、社員は、各持分に応じた分の有限責
任を負います。
商号には、LIMITADA = Ltda, の文字をつけて表示することになりま
す。

イ 株式会社 (Sociedade Anonima)

- a 認可資本株式会社 (Sociedade Anonima de Capital Autorizado) と全額
応募会社 (Sociedade Anonima)
認可資本株式会社及び全額応募会社は少なくとも2人以上の株主によって
構成され、出資額に応じた分だけの責任を負う有限責任となります。
出資は全て均一の株(一株は一般に1クルセイロ)券に分割されており、
株券は流通証券として売買・譲渡されます。
認可資本の場合の株式応募に対する最少払込額は「国家通貨審議会」によ
って15%と定められており、銀行預託の必要はありませんが、全額応募の
場合は、全資本金の株式額面の最少10%をブラジル銀行に払込み、会社設
立手続が完了するまで預託することとなります。
- b 公開資本株式会社 (Sociedade Anonima de Capital Aberto) と閉鎖株式
会社 (Sociedade Anonima de Capital Fechado)
公開資本株式会社は、株式市場に上場される会社で、閉鎖株式会社は上場
されない会社です。
何れも株主は少なくとも2人以上が必要です。
従来ブラジルの会社には、同族的なものが多くみられますが、企業の大規模化
と経営の近代化に伴い、資本と経営が分かれてくる傾向がみられます。
日本から進出している大型企業は概ね株式会社で、商事貿易会社には有限責
任持分会社の形態をとっているところもあります。
有限責任持分会社の設立手続は容易であり、中小企業の会社の形態として、
また発展の初歩段階として広く用いられています。

有限責任持分会社と株式会社の長所・短所、会社を設立する場合、その事業組織を有限持分会社とするか、或いは株式会社にするかは、最初に問題となりましょう。

有限会社責任持分会社と株式会社との比較を例示すれば次表のとおりです。

| 形 態 事 項 | 有限責任持分会社 | 株 式 会 社 |
|------------|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 一 般 的 | 設立時ならびに営業開始後の諸手続が簡単であり、費用、時間が経済的である。 | 設立以前に引受資本金の10%をブラジル銀行に預託する必要がある。 |
| 社 員 数 | 2名以上で設立できる。 | 2名以上が必要である。 |
| 責 任 | 引受額の未払分についても連帯責任を負わねばならない。 | 出資額を限度として責任を負担する。 |
| 譲 渡 | 持分の譲渡は、社員全員の承認が必要である。 | 株券を自由に第三者へ譲渡できる。 |
| 資 金 繰 り | 社債の発行は不可能であり持分は質権の対象とならない。 | 社債や優先株の発行が可能であり、株券は有価証券として質権の対象となる。 |
| 公 表(告) | 貸借対照表、損益計算書を公表する必要がない。 | 株主総会の公告、総会の議事録の記録、保存の義務がある。 |

(5) 企業設立手続

企業の設立事務は、現地においては法律事務所或いは会計事務所が代行して手続をしてくれますので活用されることも一方法でしょう。

ブラジルへ企業が進出する場合、継続的な業務渡航から海外駐在員事務所として定着し、さらに支社への昇格が考えられ、支社の開設が考えられます。

支店・支社の開設

(7) 本邦の手続

海外支店、支社の設置および運営に必要な資金または経費の支払について所定の書類を添えて許可申請手続を日本銀行(外国局外資課投資係)に行なう必

要があります。

自由化除外業種等を除いて、日本銀行限りで自動的に許可されます。

(4) ブラジルの手続

1940年9月26日付大統領令第2627号に規定されています。

ブラジルにおける代表者は、ブラジル人でなくてもよいが、居住していることが必要であり、支店、支社の運営を許可、承認できる全権を有していることが必要であります。

申請に必要な書類は、日本の法律にもとづいて作成され、公証翻訳人の逐語翻訳を添付し、在日ブラジル総領事館の査証をうける必要があります。

これらの書類は、ブラジル外務省で、在日ブラジル領事の署名認証を取り付けた上、商工省に回付され、その承認をうけた後支店、支社の開設を許可する大統領令が官報に掲載されます。

ブラジルにおいて設立に要する資本は、その金額を払込む必要がありますが、資本が機械設備等現物である場合は必要がありません。



グラスリッチ (有)

現地法人の開設

(7) 本邦の手続

ブラジルに現地人の形で企業進出する時の形態には、本邦側で100%の資本を投下して現地法人を設立する場合、現地企業の資本参加をもとめて合弁会社を設立する場合、さらに既存の外国法人に資本参加する場合とがあります。

いずれのケースにおいても主務大臣の許可または承認をうけなければなりません。

現金出資については、日本銀行(外国局外資課投資係)へ、現物出資および技術援助については、日本銀行並びに通産省(重工業局重工業品輸出課)へ申

請する必要がある。

(4) ブラジルの手続

ブラジルで企業（現地法人）を設立する場合、管轄する地区の商業登記所（JUNTA COMERCIAL）への登録手続、所得税の課税権限を有する連邦政府機関への営業登録（CGC. Inscrição Cadastro Geral Contribuinte）届出及び工業製品税（IPI. Imposto de Produtos Industrializados）納入手続、警察署の発行する居住証明により州政府機関への商品流通税（ICM. Declaração Para Fins de Inscrição do Imposto de Circulação de Mercadorias）の納入手続、労働手間賃、販売手数料に関する納税のための市役所への届出等があります。

a 個人企業

商業登記所に、個人の氏名と資本金を登録し、出納日記帳簿を登記する必要があります。

b 有限責任持分会社

有限責任持分会社は、1919年1月10日村大統領令第3708号に規定されています。

設立手続は定款（Contrato Social）を作成して商業登録所へ登録しその後1カ月以内に官報に公告することで完了します。

c 株式会社

株式応募の形態によって、公募する場合を“公的株式会社”，私的応募の場合を“私的株式会社”に分類されています。

(i) 私的（応募）株式会社

私的株式会社は公的株式会社の設立に比べ手続は簡単です。

出資希望者の総会において会社の設立を決議し、議事録の写を商業登記所に登録する方法と、公証役場において公正証書に署名する方法があります。

何れの方法によっても商業登記所に登録した後官報及びその地方の新聞に公表することが必要です。

(ii) 公的（応募）株式会社

定款の作成のほか、株式の募集、株式金額第一回払込み、および創立総会の招集等の手続をふんで、会社設立登記を行ないます。

設立した会社は、中央銀行に登録を要します。

- 設立趣意書は、官報および新聞に掲載する必要があります。
- 株主総会の議事録は、商業登記所へ登録のため提出され、その後官報、

首都の新聞に公告されます。

- この公告の後、ブラジル銀行に預託している最低払込金が解除されます。

⑥ 経営者・技術者の移住手続

ブラジルへ入国する外国人について、外国人法では次のカテゴリーを規定しています。

外国人法第15条(一時滞在査証)

- 文化上の旅行又は研究上の使命
- 商用旅行
- 芸術家又はスポーツマンとして
- 学生として
- 技術者、教授、又は他のカテゴリーの職
- 業者にして契約を有するもの、又はブラジル政府にサービスするもの

進出企業あるいは系列会社に経営者、あるいは技術者を外向させる場合は、一時滞在査証(期間180日又は領事官密の前で立証される契約又はサービス提供の期間)を取得することになります。

一時滞在査証であっても、ブラジル法人の役員として登録でき、その代表権の行使にも原則として支障はありませんが、企業体質を強固にするためには、現地永住を希望する方を役員にされることがよいでしょう。

企業者移住の場合は、永住を目的として渡航することになりますので、永住査証取得申請をすることになります。

外国人法第18条には、永住査証を自由移住と計画移住の2種類に分けて規定されています。

永住査証で入国する場合は、日伯移住協定及び伯国輸入税法により、家庭用品の携行が認められています。ただし、日本で使用していたものに限られ6ヶ月以上使用していたことが証明されるもの。

経営者・技術者の職種がブラジル労働市場で需要の強い職種経験者及び企業の需要にもとづき職種呼称・指名呼称等の形態で入国許可申請をすることとなりますが、当事業団では、この申請手続をあっせんしています。

また、現地永住費員技術者の募集、入国許可取得手続のあっせんも行なっていますのでご相談ください(別紙…工業移住者求人票)。

(7) 外資導入の手続

ブラジルの導入申請手続は次のとおりです。

ア 通貨による一般投資

外資導入を行なった企業は、導入後 30 日以内に法定の様式に必要書類を添えて中央銀行外国資本局 (FIRCE) へ導入した外貨で登録申請を行なうことが必要です。

イ 貸付金による投資 (融資)

外国系企業が外資を利用する場合 (SUMOC 指令第 289 号) は、事前に外国資本局へ申請書を提出して認可をうけ、借入後 30 日以内に外資登録を行なうこととなります。

内国企業が外資を利用する場合 (決議第 63 号) は、為替取扱銀行へ申込むこととなります。この場合は為替差損は借入企業負担となっています。外資登録は銀行が行いません。

ウ ロイヤルティ、技術援助等による投資

申請書に所要書類を添付して 30 日以内に登録する必要があります。

エ 機械設備の投資 (無為替輸入)

- a 新しい産業の設立、または既存の企業の設備の補充或いは近代化のために参加するとき。
- b 国民経済に対して必要であり、ブラジル社会発展に利益のある計画に使用されるとき。
- c 国産品に類似のものがないうとき。
- d 特に輸出振興のため輸出製品をつくる工場中古プラント一式の移転であるとき。

については、機械設備の無為替輸入が認められています。

これらを導入した際にも、財として外資登録を行なうこととなります。

3. 事業環境

この小冊子では労働法関係の環境を中心として事業環境を説明します。

1943年5月労働統合法が公布され、その後加除修正が行なわれておりますが、現状に比べますと理想的なほど完備しています。

労働報酬の平等性、労働の国民化、労働者保護の面から就業規則的な内容、最低賃金、個人の雇用契約の条件、組合の制度、その他労働基準監督の面からの内容等が含まれております。

(1) 労務管理上の知識

労務管理上特知っておく必要がある事柄の一つに労働の国民化、即ち外国人の雇用制限規定があります。

労働統合法の第2章には、個人企業もしくは団体企業又は、3人以上の従業員を有する企業は、ブラジル人の割合が2/3でなければならないと規定しており、更にこの割合は、支給給与の総額に関しても保たなければならないと規定しています。

具体的には、事務所に3人の日本人がおればブラジル人6人といった状態は会社の組織、運営上から時には意外な障害に遭遇する原因となります。

賃金会計も特殊です。ブラジルでは毎年5月1日のメーデーを期して最低賃金が発表されます。前年のインフレ指数、その年のインフレ見通しなどから調整率とアップ率は引き出されますが、実施にあたっては地方、州、あるいは地区により金額差があります。近い将来には全国ほぼ一律にまでもっていくのが政府の方針です。

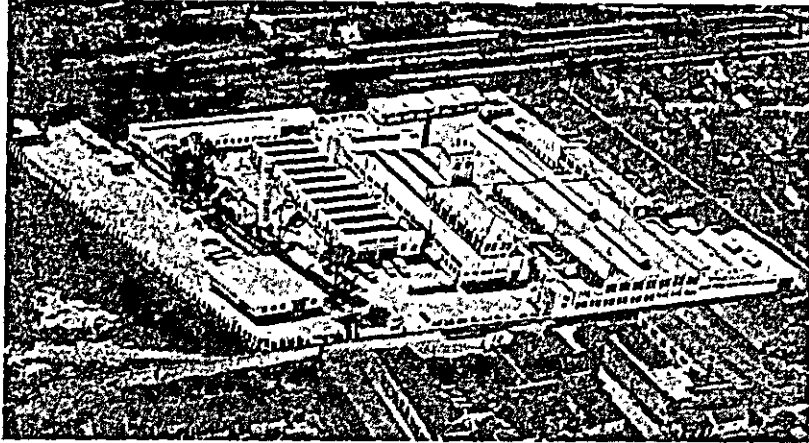
また、最低賃金とは別に毎年11月頃、企業別、業種別、地域別にシンジケートのベースアップがあります。

変わっているのは、13か月目の月給として年末に支給しなければならない給与があることです。これは賞与ではなく、会社側が社員や従業員に賞与を支給する場合は、そのほかに計上することとなります（また、この他に1977年7月から14ヶ月目の給与の支給が開始されました）。

会社側はこのほか従業員のため種々の社会福祉積立金、業種別保険、退職基金積立金、家族手当金、教育手当金等を負担することとなります。

従業員に支給する月給以外に、60%以上の金額を人件費、社会福利厚生費として毎月計上し、支出することとなります。

ブラジルの労働法は労働者保護を前面にうちだしており、労働問題で紛争が起これば、労働裁判所に提訴（応訴）しその裁定をうけることとなります。



ブラジル特殊陶業(株)(N・G・K)工場全景

(2) 労働力の質と量

ブラジルの人口は、1億7百万人で、世界では第8位の大国であります。近年乳幼児の死亡率が激減しておりますので人口ピラミッドの底部分が拡大し、青少年の人口が多くなっています。

労働人口は、1976年で約5,600万人と推定されており、量的には供給が需要を上廻っております。

人口の都市集中は世界的傾向であります。ブラジルも工業化政策の振興により雇用の場が増大したこともあって都市集中は激しく、南米最大の都市サンパウロは約800万人を数えるほどです。

一般的には失業者乃至は不完全就業者が多く、単純労働力の確保には問題がありません。

ブラジル人は、単純労働においては持久力があり優れていますが、複雑な仕事になるに従い能力が低下するともいわれています。

従って作業工程を細分化し、単純労働に適合させ、機械、器具も多能機より単能機にするなどの工夫で或る程度は解決しましょう。

低級・中級程度の従業員は、労働力の流動性はありますが供給が豊富であり、上級になるにつれて供給が減少しています。

ブラジル政府は、文盲根絶運動、義務教育の9年制など、各段階における教育の普及、質的改善の努力を積極的に進めておりますので、長期的には、質的にも改善

されていくものと期待されます。

サンパウロ州における勤労者数と教育程度

| 性別 | 人員 | % | 文盲 | 小卒 | 中高卒 | 大卒 |
|----|---------|------|-----|------|------|-----|
| 男 | 1,647千人 | 79.2 | 1.1 | 74.7 | 20.4 | 3.8 |
| 女 | 433 | 20.8 | 0.6 | 69.2 | 25.7 | 4.5 |
| 計 | 2,080 | 100 | 1.7 | 73.4 | 21.7 | 3.9 |

ブラジルに工業プラント等の投資を行なう外国企業の場合は、若干の技術者を本国から一時的に導入しているのが実状であり、日系進出企業の場合も、一時的に技術者を派遣し、中堅技能者については主として、わが国からの工業技術移住者をもって当てているようです。

ブラジル工業界の大きな問題の1つに、労働者の職業教育があります。

企業家の納付金を基金として工業連盟の運営になる工業実習訓練所(SENAI)があります。ここでは、各企業の見習工(14才以上18才未満の者)に技能教育をほどこしていますが、訓練所の収容能力は、わずか約35,000人であって、大量の労働力供給にあたって質の向上をはかるのは不可能と思われています。

ブラジルでは、工業関係の職業訓練は、連邦、州、都市、訓練所、各企業あるいは私立の機関によって行なわれています。サンパウロ州内においても、訓練所43校、州立工業中学校又は高校は62校があり、最近は工業大学も各地に続々と新設されつつあります。

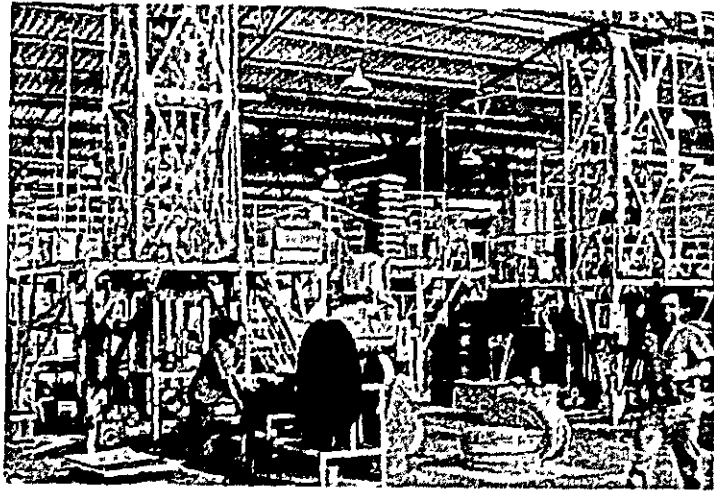
工業技術教育は、一般職業訓練、特別訓練、工業中学、工業高校、工業大学のカテゴリーに分類され、工業高校の卒業生はテクニコ(Tecnico)、工業大学の卒業生はエンジェネイロ(Engenheiro)として、それぞれの資格を与えられ、社会的に認められています。特にエンジェネイロの資格は、建築技師、土木技師、化学技師等については、職業上必要であり、無資格者は法的にその職務に従事できません。

(3) 企業経営

ブラジルの有望性は、その投資環境が次のような点で極めて優れていることにありますが、中小企業の場合、進出(移住)にあたって考慮すべき問題もあります。

有望理由

- ① 1億の人口を擁し、国土が広く、豊かな資源に恵れていること。
- ② 70万人の日系人が在住しており、対日感情が良いこと。
- ③ 政情が安定していること。
- ④ 外資に対する規制がきびしくないこと。



サンスイプラスチック工業(株)

⑤ 地理的にも重要な位置にあること。

考慮すべき問題

① わが国ほどの総合的なキメ細い中小企業振興策は確立されていないこと。

② 既存の企業と競合する機会が多いこと。

③ 新規の場合、現地資金の調達は困難であること。

④ 日本の技術者、技能者のような愛社精神を求めても困難であること。

⑤ 社会福祉的な費用、また流通税等の経費が予想外に多いこと等。

また、中小企業主が、事業運営に当たって問題とする事項には、次のものがあげられております。

①生産問題：コストダウン、生産プログラム、合理化等、②会社組織の不完全によるもの、③運転資金の不足、④労働力、⑤専門技術者の不足、技術問題、設備の老朽化、⑥会計問題、⑦融資及び借入金の監督、⑧市場調査不足、⑨販売組織の不完全、などを。

原料の入手、税金、労働者の訓練等も重要視されています。

以上の項目のうち最も問題とすべきものは各企業によって異なり、企業進出に当たって、ケースごとに詳しく調査しなければならぬ事柄です。

附 1

参考資料一覧

当事業団が調査、入手した資料・情報は、業務資料として印刷しております。
さらに詳しく研究されたい方々のために資料名を掲げておきます。

| 事 項 | 資 料 名 |
|-------------------|--|
| 1. 伯国法令関係 | |
| ブラジル国憲法 | 関係諸国法令集 版 9 |
| 総合労働法 | " 版 15 |
| 金融関係法 | " 版 13 |
| 外国人法 | " 版 14 |
| 外国人土地所有制限法 | " 版 27 |
| 工業所有権法 | " 版 32 |
| 外国人法施行細則 | " 版 43 |
| 勤続期間保証制度(F・G・T・S) | " 版 45 |
| 株式会社法 | 業務資料 版 117 |
| 不動産売買の方法 | |
| 2. 一般事情 | |
| 政 治 | 経済研究調査 2 |
| 経 済 | " |
| 貿 易 | " |
| 商 業 | " |
| 3. 企業移住環境 | |
| 工 業 関 係 | 伯国における中小企業経営 東北伯工業事情 経済研究調査 1, 2 |
| 企 業 関 係 | 伯国における中小企業経営 経済研究調査 1, 2 |
| 労 働 関 係 | 中小企業移住調査報告書 伯国における中小企業経営 経済研究調査 1, 2 |
| 流 通 関 係 | ブラジル企業者移住の手引 ブラジル企業者移住の手引 |

| 事 項 | 資 料 名 |
|----------------------------|--|
| 金融・投資関係 | 経済研究調査 2 経済研究調査 1, 2 伯国における中小企業経営 ブラジル企業者移住の手引 |
| 租 税 関 係 | 経済研究調査 1, 2 伯国における中小企業経営 |
| 経 営 関 係 | 日本企業による出資企業の概要 (昭和45年12月刊) ブラジルの日系企業 伯国における中小企業経営 |
| 機材の持込み | 経済研究調査(昭和47年5月刊) |
| 4. 業種別事情 | |
| 自動車修理業 | 経済研究調査 1(昭和46年1月刊) |
| T V ・ ラジ オ 修 理 製 作 業 | " |
| 家具製作木工業 | " |
| 冷凍機製造業 | " |
| ビル管理清掃業 | " |
| 精密機器修理業 | 経済研究調査 3(昭和47年3月刊) |
| 工作機械の製造販売業 | " |
| 機械部品の加工業 | " |
| 食器製造業 | " |
| 電気設備工事請負業 | " |
| 銅物分析業 | 経済研究調査 4(昭和47年5月刊) |
| 平物加工の鉄工業 | " |
| 金属吹付塗装業 | " |
| 機軸及びファンデーション業 | 経済研究調査 5(昭和48年3月刊) |
| プラスチック加工業 | " |
| 製紙工業 | " |
| 電線製造業 | " |
| 発電所・変電所の送電線・配電線工事及び船舶の電装工事 | 経済研究調査 6(昭和48年10月刊) |
| 人造真珠製造業 | " |

| 事 項 | 資 料 名 |
|---------------------------|---------------------|
| 皮製品の製造販売業 | 経済研究調査6(昭和48年10月刊) |
| 冷房設備及び工場内空気調節 工事 | " |
| ボイラー・製缶業 | " |
| 医薬品製造業 | " |
| 水 処 理 | " |
| 電 気 計 器 | " |
| ダンボール製造業 | 経済研究調査7(昭和49年3月刊) |
| メッキ業 | " |
| 小型モーター製造業 | " |
| 合機系加工業 | " |
| オフセットを中心とする印刷業 | 経済研究調査8(昭和49年6月刊) |
| 宝石研磨業 | " |
| コンクリートブロック製造業 | 経済研究調査9(昭和50年2月刊) |
| 土地取得および建築について | " |
| 広 告 業 | " |
| 玩具製造業 | " |
| 金属製家具製造業 | " |
| 小型装飾用鋳物類製造業 | " |
| アルミサッシ製造業 | 経済研究調査10(昭和51年4月刊) |
| 土木工事請負業 | " |
| ダイカスト製造業 | " |
| 各種タンク配置工事業 | " |
| サンパウロ州を中心としたブ ラジル漁業の現況 | 経済研究調査11(昭和52年12月刊) |

附 2

移住のご相談と受付

国際協力事業団は、海外へ移住する方々に対して、海外移住知識の普及から、現地における定着、自立にいたるまでの相談、あっせん、指導、援助を国の内外を一貫して行なっている公的実務機関です。

詳しい内容、その他海外移住についてのご質問がありましたらご連絡なく、最寄りの各機関にお尋ね下さい。

ご相談は一切無料です。

国際協力事業団国内機関一覧表

| 機 関 | 〒 | 所 在 地 | 電 話 | |
|-----------------|--------|--|------|-----------------|
| 本 部 (附属機関) | 160 | 東京都新宿区西新宿 2 の 1 (新宿三井ビル, 私書箱 216 号) | 03 | 346-5324 |
| 海外移住センター | 235 | 横浜市磯子区西町 16 の 5 | 045 | 751-1121 ～ 5 |
| 海外移住研修所 | 371-02 | 群馬県勢多郡宮城村大字柏倉 字溝ノ口 4114 | 0272 | 83-3225 |
| (国内支部) | | | | |
| 北 海 道 支 部 | 060 | 札幌市中央区北 1 条西 5 丁目 (北 1 条ビル) | 011 | 261-6661 |
| 仙 台 支 部 | 980 | 仙台市本町 3 の 4 の 10 (県水産会館内) | 0222 | 63-0795 |
| 東 京 支 部 | 160 | 東京都新宿区本塩町 8 の 2 (住友生命四ツ谷ビル) | 03 | 359-8281 |
| 横 浜 支 部 | 220 | 横浜市西区岡野 2 の 12 の 20 (横浜渉外労務管理事務所内) | 045 | 312-4961 |
| 名 古 屋 支 部 | 460 | 名古屋市中区丸の内 2 の 4 の 7 (県産菜貿易館西館内) | 052 | 221-7103 |
| 大 阪 支 部 | 530 | 大阪市北区堂島上 2 の 38 の 10 (京富ビル) | 06 | 345-3621 |
| 神 戸 支 部 | 651 | 神戸市兵庫区御幸通 8 の 1 の 6 (国際会館内) | 078 | 221-6520 |
| 広 島 支 部 | 730 | 広島市基町 10 の 3 (県自治会館内) | 0822 | 27-0471 |
| 高 松 支 部 | 760 | 高松市番町 5 の 1 の 24 (観光ビル内) | 0878 | 33-0901 |
| 福 岡 支 部 | 812 | 福岡市博多区博多駅前 2 の 9 の 28 (福岡商工会議所ビル内) | 092 | 411-1846 |
| 熊 本 支 部 | 860 | 熊本市花畑町 1 の 4 (熊本東京生命館内) | 0963 | 22-1315 |
| 沖 縄 支 部 | 900 | 那覇市西 3 の 10 の 102 | 0988 | 68-0136 |

国際協力事業団海外ネットワークの利用

法律、慣習、言語の異なる海外で、企業移住調査、企業の設立、操業等円滑に進めることは、それなりの苦心苦勞を伴うものです。

当事業団では、中南米諸国に次の支部、支所を設置し、職員を配置しておりますので、現地でもご相談に応じております。

また、企業者移住、工業技術者移住の受入れ等について、民間企業と協調して推進するため、進出企業、日系地場企業関係者を委員とした、企業・技術移住推進協力委員会（サンパウロ市）もあり、接触されることは効率面からみても好都合と存じます。

海外機関一覧表

| | 名称・所在地 | 電話 |
|-------------------|--|----------------------------------|
| 中南米代表部 | Sede de Representante da JICA, Para America Latina Rua Barão do Flamengo, №22, Apt. 602, Flamengo, Rio de Janeiro, R. J., Brasil | 245-9922 |
| ブラジリア出張所 | JAMIC—Imigração e Colonização Ltda. Escritorio em Brasilia Conjunto Nacional Brasilia, Sala 4022, Brasilia, DF, Brasil | 23-3892 |
| リオ・デ・ジャネイロ 支 部 | JAMIC—Imigração e Colonização Ltda. JEMIS—Assistencia Financeira S. A. Rua Barão do Flamengo №22, Apt. 602, Flamengo, Rio de Janeiro, R. J., Brasil | 245-2711 225-1473 |
| サンパウロ支部 | JAMIC—Imigração e Colonização Ltda. JEMIS—Assistencia Financeira S. A. Rua São Joaquim, №381 (EDIFICIO BUNKYO) 6° Andar, Liberdade, São Paulo. | 279-6970 " - 8950 " - 9736 |

| | 名 称 ・ 所 在 地 | 電 話 |
|---------------------|--|--------------------|
| ブラジル工業移住 セ ン タ ー | Centro de Imigração Técnica Industrial no Brasil Rua Pistoia, 50-a, Parque Novo Mundo, Vila Maria, São Paulo, Brasil | 295-3210 |
| ブラジル農業移住 セ ン タ ー | Centro de Imigração Agrícola no Brasil Jacarei, Est. de São Paulo. | |
| グアタバラ事業所 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. Núcleo Colonial Guatapara, Ribeirão Preto, Est. de São Paulo. | |
| バルゼア・アレグレ 事 業 所 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. Fazenda Varzea Alegre Estação de Pedro Celestino, N. O. B. Est. de Mato Grosso. | (0672) 4-9569 |
| チエテ事業所 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. Rua Bernardino de Campos, 1414 (Fundo) Pereira Barreto, Est. de São Paulo. | (101) 61-1719 |
| コンドリーナ出張所 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. Rua Sergipe 407, 2º and. s/206 Londrina, Est. de Paraná Brasil | (0432) 22-5897 |
| ベレーン支部 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. JEMIC-Assistencia Financeira S. A. Rua 15 de Novembro, 226- Ed. Chamie S/701-05, Belém, Para-Brasil | 22-0056 22-0118 |
| マウナス支所 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. Agencia em Manaus. | 232-3694 |

| | 名 称 ・ 所 在 地 | 電 話 |
|-------------------|--|--------------------|
| 第 2 トメアス 事 業 所 | Av. 7 de Setembro 1325, Ed. Sombra, Apt. 101~102, Manaus, Amazonas, Brasil JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. Administração do Nucleo Colonial Dain Tome-Açu. Município de Tome-Açu, Para, Brasil | |
| アマゾン熱帯農業 総合試験場 | Instituto Experimental Agrícola Tropical de Amazonia. (所在地同上) | |
| レシフェ支部 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. JEMIS-Assistencia Financeira S. A. Av. Dantas Barreto 191, EDF, Santo Antonio, S/216, 218, 220, 222, Recife, Pernambuco, Brasil. | (021) 224-2423 |
| サルバドール出張所 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. Rua Chile 22, S/608, Salvador, Bahia, Brasil | (0712) 243-7410 |
| ポルトアレグレ支部 | JAMIC-Imigração e Colonização Ltda. JEMIS-Assistencia Financeira S. A. Rua Garibaldi №960, Porto Alegre, Rio Grande do Sul, Brasil. | (0512) 24-5141 |

| 南アメリカ在留 日系人数 | |
|-----------------|---------|
| 国名 | 日系人 |
| コロンビア | 817 |
| ベネズエラ | 658 |
| エクアドル | 99 |
| ペルー | 66,267 |
| チリー | 2,084 |
| ブラジル | 751,445 |
| ウルグアイ | 411 |
| アルゼンチン | 30,064 |
| パラグアイ | 6,441 |
| ボリビア | 10,692 |
| 計 | 868,978 |

(1976年末現在)

